

令和 8 年 第 5 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録				
会 議 日 程	令和 8 年 5 月 1 2 日		午後 1 時 3 0 分	開会
			午後 2 時 3 6 分	閉会
場 所	魚沼市役所 本庁舎 3 0 5 会議室		書 記	稲津 未来
委 員 定 数	5 名 (出席者 5 名 欠席者 0 名)			
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一		教育長職務代理者	星 麻 衣
	委 員 浅 井 誠 哉		委 員	八 木 由 美 子
	委 員 桑 原 哲 哉			
欠 席 委 員				
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明		学校教育課長	大 羽 賀 勤
	管理指導主事 米 山 智		管理指導主事	高 橋 明 大
	教育センター次長 須 佐 光 行		生涯学習課長	坂 大 聡
	子ども課長 浅 井 勝 美		庶 務 係 長	森 山 玲 子
	庶 務 係 稲 津 未 来			

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和8年第5回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
八木 由美子 委員をお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(資料3ページ、教育長諸報告により4月15日から5月12日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) この他に教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告 第7号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等について

日程第4 報告 第8号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等について

(教 育 長) 日程第3、報告第7号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(学 校 教 育 課 長) 報告第7号及び第8号の報告につきましては、いずれも学校運営協議会委員委嘱に関する案件です。報告第7号は令和8年度の委嘱、報告第8号は令和7年度中の委嘱となりますので、あわせて説明させていただきま
(第7号及び第8号について資料により説明：魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等について(説明))

(教 育 長) 報告第7号及び第8号について、質疑はありますか。

- (教育長職務代理者) 学校運営協議会の委員の任期は2年間のはずですが、報告第8号で委嘱された2名は1年の任期ということでしょうか。
- (教 育 長) 学校運営協議会の委員の任期は原則2年ですが、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間となります。今回は充て職となっているコミュニティ協議会の会長が1年ごとに交代しているため、協議会委員も1年ごとの委嘱となっています。
学校側には、任期の途中で交代する委員がいる場合に、必ず確認するように伝えてください。
- (教 育 長) 報告第7号及び第8号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第7号及び8号は原案のとおり承認することとします。

**日程第5 報告 第9号 臨時代理報告
魚沼市教育センター運営委員会委員の委嘱について**

- (教 育 長) 日程第5、報告第9号 臨時代理報告 魚沼市教育センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- (教育センター次長) 説明いたします。(資料により説明： 魚沼市教育センター運営委員会委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告第9号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 報告第9号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第9号は原案のとおり承認することとします。

**日程第6 報告 第10号 臨時代理報告
教育支援委員会委員の委嘱について**

- (教 育 長) 日程第6、報告第10号 臨時代理報告 教育支援委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。
- (教育センター次長) 説明いたします。(資料により説明： 教育支援委員会委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告第10号について、質疑はありませんか。
委員のうち、1号委員は不在なのでしょうか
- (教育センター次長) 1号委員については医師会の方からの推薦が難しい状況のため、1号委員の席は現在も空席となっています。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
報告第10号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第10号は原案のとおり承認することとします。

**日程第7 報告事項
(教育長委任事務)**

①魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について

- (教 育 長) 日程第8、報告事項①、魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。

- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項①、魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (教育長職務代理者) これまで、この取扱いではなかったのだと思いました。
- (教 育 長) 修学旅行の実費を支給する点は変わらず、キャンセル料の取扱いを変更するということですね。
- (学 校 教 育 課 長) はい。キャンセル料についての規定がなかったため、今回の改正で決めました。
- (教 育 長) 修学旅行に参加を申し込んでいたものの、不参加となった児童生徒の保護者に対しては、キャンセル料を支給していたのですね。これまでは、発生したキャンセル料の全額を支給していたのでしょうか。
- (学 校 教 育 課 長) はい。これまでは、保護者が負担するキャンセル料が発生した場合、その全額を支給していました。
- (委 員) 修学旅行の援助費は後払いでしたよね。
- (局 長) 後払いです。
- (教 育 長) 今回の改正は、自己都合による不参加で発生したキャンセル料は原則として対象外とし、病気やけがなど、やむを得ない理由で参加できなかった場合に発生したキャンセル料は、これまでどおり支給対象とするものですね。
- (学 校 教 育 課 長) 不参加の理由について、学校長が該当すると認めた場合も、支給対象とする予定です。
- (教育長職務代理者) 過去に、修学旅行を自己都合で不参加となった生徒はいたのでしょうか。
- (教 育 長) 不登校の児童生徒が「参加」で申し込んでも、なかなか気持ちが固まらず、直前になってキャンセル料が発生するということはあると思いますよ。
- (学 校 教 育 課 長) 不登校の児童生徒については、参加したいという意思を尊重する必要があると考えています。学校でも、キャンセル料が発生する直前まで参加の可否について相談しているとのことですので、キャンセル料の発生はそれほど多くはないと思います。
- (教 育 長) キャンセル料が発生する前までに相談を重ね、できるだけ早く参加の可否を決定できるようにしていただきたいと思います。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項①を終了します。

(教育長委任事務)

②魚沼市認定地域クラブ活動実施要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項②、魚沼市認定地域クラブ活動実施要綱の制定について、報告をお願いします。
- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項②、魚沼市認定地域クラブ活動実施要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- この要綱は今まで定められていなかったものなののでしょうか。
- (学 校 教 育 課 長) これまでは特に明確な定めはありませんでした。
- (教 育 長) スポーツ庁のガイドラインに沿って認定要件を定め、要綱を設けたということですね。この要綱に基づき、今後は新たな地域クラブが認定申請をできるようになり、教育委員会と協議の上認定されれば、既存の部活動にはないダンスなどの地域クラブが増えていくことになると思います。
- (委 員) 現行のクラブは認定済みの扱いになりますか。
- (教 育 長) 現行の地域クラブは認定済みの扱いになります。
- (教育長職務代理者) 例えば、これまでなかったクラブであっても、生け花なども申請をすればクラブとして認められるということでしょうか。

- (教 育 長) その可能性もあると思います。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項②を終了します。

(教育長委任事務)

③魚沼市地域クラブ活動支援寄附金受入要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項③、魚沼市地域クラブ活動支援寄附金受入要綱の制定について、報告をお願いします。
- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項③、魚沼市地域クラブ活動支援寄附金受入要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- (委 員) これは特定のクラブに対する寄付ではなく、魚沼市の地域クラブ全体に対する寄付ということでしょうか。
- (学 校 教 育 課 長) 特定のクラブに寄付することもできます。この要綱は、例えば地域クラブ全体に100万円の寄付金があった場合、各クラブへ必要に応じて配分ができるようにするためのものです。
- (教 育 長) 地域クラブの推進委員会でも、寄付を含めた支援の仕組みを作ったほうがいいのではないかという意見があり、担当でも検討していたのですが、この度要綱を制定し、外部から寄付を受け付けられるようにしました。
部活動があったころには、各中学校が地域の方からの後援会費を部活動費用に充てていましたが、現在は部活動がなくなりましたので、各中学校の後援会には地域クラブの活動支援として寄付のお願いをし、これまで特定の学校に限られていた支援を市の子どもたち全員のためになればと考えています。
例えば陸上クラブに対しては、Tシャツやボールなどの現物寄付をお願いするなど、様々な形で支援ができるように考えています。
吹奏楽も、楽器の購入や修理など、個人負担だけでは運営が難しいクラブ活動もあるので、そうしたクラブのことも想定して要綱を制定しました。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項③を終了します。

(教育長委任事務)

④魚沼市立学校教職員の兼職兼業に関する要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項④、魚沼市立学校教職員の兼職兼業に関する要綱の制定について、報告をお願いします。
- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項④、魚沼市立学校教職員の兼職兼業に関する要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (教育長職務代理者) 魚沼市の先生方の中で、兼業について相談のあった方はいらっしゃるのでしょうか。
- (管 理 指 導 主 事) 4名ほどいます。
- (教 育 長) これまでは地域クラブについては対象としていなかったのですが、今回の要綱の制定により地域クラブも兼職兼業の対象となります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項④を終了します。

(市長部局要綱)

⑤魚沼市地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱の制定について

- (教 育 長) 報告事項⑤、魚沼市地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。
- (学 校 教 育 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑤、魚沼市地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱の制定について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑤について、質疑はありませんか。
- (教 育 長) 地域クラブの活動に対する補助金は、昨年度までは補助金ではなく委託料として支出していたのでしょうか。
- (事 務 局 長) 国県事業の補助が委託料として交付されていたため、魚沼市でも委託料として支出していました。令和8年度以降は補助金として取り扱うことになります。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑤を終了します。

⑥令和8年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について

- (教 育 長) 報告事項⑥、令和8年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について、報告をお願いします。
- (子 ど も 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑥、令和8年度魚沼市すもんこども園評議員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑥について、質疑はありませんか。
- 【質疑応答】
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑥を終了します。

(教育長委任事務)

⑦魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について

- (教 育 長) 報告事項⑦、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (子 ど も 課 長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑦、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑦について、質疑はありませんか。
- 【質疑応答】
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑦を終了します。

⑧教育支援委員会専門員の委嘱について

- (教 育 長) 報告事項⑧、教育支援委員会専門員の委嘱について、報告をお願いします。
- (教育センター次長) 報告いたします。(資料により説明：報告事項⑧、教育支援委員会専門員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告事項⑧について、質疑はありませんか。
- 【質疑応答】
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) それでは以上で報告事項⑧を終了します。

⑨魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

- （教 育 長） 報告事項⑨、魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について、報告をお願いします。
- （生涯学習課長） 報告いたします。（資料により説明：報告事項⑨、魚沼市地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について（説明））
- （教 育 長） 報告事項⑨について、質疑はありませんか。
- 【質疑応答】
- （教 育 長） ほかに質疑はありませんか。
- （委 員） （「ありません」の声あり）
- （教 育 長） それでは以上で報告事項⑨を終了します。

⑩共催依頼及び後援依頼について

- （教 育 長） 報告事項⑩、共催依頼及び後援依頼について、報告をお願いします。
- 【以下、資料に基づき報告】
- （生涯学習課長） 共催依頼 1 件、後援依頼 4 件について報告
- （教 育 長） 報告事項⑩共催依頼及び後援依頼について、質疑はありませんか。
- 【質疑応答】
- （教 育 長） ほかに質疑はありませんか。
- （委 員） （「ありません」の声あり）
- （教 育 長） 以上で報告事項を終了します。

日程第 8 その他

①その他

- （教 育 長） 日程第 8、その他、①その他
- （教 育 長） その他事項でありましたら、お願いします。
- 【報告、連絡事項等】
- （学校教育課長） ・給食調理場の業務委託について資料により説明
・学区再編の説明会について資料により説明
- （教 育 長） 質疑等ありましたら、お願いします。
- （委 員） 学区再編について、昨年の会議では地域への説明をする際に、各学校ごとに生徒数や学級数を示してこの場合ではこうなるというように提示していたと思うのですが、今年度はどのように進めていく予定でしょうか。
- （学校教育課長） 全体説明と個別説明の両方ができるように考えております。全体版は学校教育課が示した内容に基づき説明を行い、個別では、たとえば堀之内地区についての説明をする際に、まずは宇賀地小学校地区の詳細を作成し、それに基づいて説明を行います。堀之内小学校も同様に進める予定です。
- （教 育 長） 分かりやすく詳細な説明資料の作成をお願いします。また、学区再編の資料ですが、一番下の「今後の予定」の最後の部分は、各学校単位の検討委員会が再編を決定した後は「統合の検討」ではなく「統合準備委員会」だったかと思います。
- （学校教育課長） 定例会後に確認します。
- （庶務係長） ・総合教育会議テーマのアンケートについて
・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会について
・市町村教育委員会研究協議会の参加について
- （管理指導主事） ・教育委員の学校訪問について

②今後の会議日程

- (教 育 長) 令和8年第6回定例会については、6月9日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。
- (教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 36 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員